

日本標準産業分類の変遷と第 12 回改定の概要

1. 日本標準産業分類の作成要旨とその変遷

日本標準産業分類は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類するものであり、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として、昭和 24 年 10 月に設定されたものである。

ここに刊行した「日本標準産業分類（平成 19 年 11 月改定）」は、平成 14 年 3 月の前回改定以降の情報通信の高度化、経済活動のサービス化の進展、事業経営の多様化に伴う産業構造の変化に適合するよう全面的に見直したものであり、昭和 24 年 10 月の設定後の改定としては 12 回目の改定に当たる。

ここで昭和 24 年 10 月の日本標準産業分類設定までの経緯及び平成 14 年 3 月の第 11 回改定までの経緯を述べれば、概略次のとおりである。

我が国の産業分類が初めて作られたのは、昭和 5 年（1930 年）第 3 回国勢調査のときであった。これより先、大正 9 年（1920 年）第 1 回国勢調査のときに職業分類が作られているが、これは産業と職業が混在したような分類であって、明確に二つの分類に分けられたのは、昭和 5 年とするのが適当である。この産業分類は内閣訓令第 3 号をもって各省が統一的使用するように規定されたが、十分には効果を挙げることはできなかった。

その後、経済統計の発達に伴い、工業分類、農業分類等部分的な産業分類も作成されたが、これらの間の分類上の統一性が欠けており、解釈も区々であったため、同一の事業所が調査によって異なる産業に分類されることもあり、利用上多大の不便があった。このため、昭和 15 年（1940）第 5 回国勢調査のときに、我が国の標準産業分類を作成することとなり、関係各省庁の専門家の協力により、統一分類が作成され、各省次官の申合せにより、この産業分類の共通使用が図られた。

しかしながら、このときも、分類に関する細部の運営要領や大綱に関する定義などが理論的に確定されていなかったため、形式的な統一のみに止まり、調査の結果数字に多大の差異が発見され、理路整然とした標準産業分類の必要性が痛感されていた。

戦後、国際連合が提唱した 1950 年世界センサスに呼応して、我が国でも大規模な各種センサスを実施することとなったのを機会に、統計委員会の下に 1950 年センサス中央計画委員会が設置され、センサス実施の研究と基礎事業である各種分類の研究が進められることとなり、各種の専門部会が設けられた。

この専門部会の一つである産業分類専門部会によって、標準産業分類の作成作業が昭和 24 年 3 月から開始され、同年 10 月に日本標準産業分類が完成した。そして、指定統計を始め多くの重要な統計調査に使用されることとなった。

日本標準産業分類の統一的使用については、昭和 24 年 12 月 23 日第 12 回統計委員会及び昭和 25 年 4 月 28 日の第 17 回統計委員会において審議された結果、統計法に基づく政令が制定されることとなった。

日本標準産業分類の統一的使用を政令に基づいて義務化するに当たり、第一に考慮されたのは、日本標準産業分類が、数多くの統計調査に対し、どの程度無理なく適用できるかという点であった。そこで、日本標準産業分類が昭和 24 年設定以降実地に使用された結果や、我が国産業構造の変化を検討した結果、この標準分類の改定の必要性が認められた。改定作業は産業分類専門部会で、産業部門別に設けられた小委員会ごとに行われ、昭和 26 年 3 月に成案を得た。こうして、昭和 26 年 4 月 30 日政令第 127 号「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令」(参考資料 1 参照)が公布され、同時に日本標準産業分類の第 1 回改定が行われた。

その後、我が国産業の変化などにより、本分類を更に我が国の実情に合致させる必要が生じたため昭和 28 年 3 月に第 2 回の改定が行われ、また、武器製造業を新設するために昭和 29 年 2 月に第 3 回の改定が行われた。

なお、この間に統計委員会は、昭和 27 年 8 月に行われた行政機構改革に伴い、行政管理庁に統合された。そして、行政管理庁に附置された統計審議会の下に設けられた産業分類専門部会が、標準産業分類に関する諸問題の審議に当たることとなった。上記第 3 回改定は、昭和 27 年 9 月 18 日の第 1 回統計審議会において、行政管理庁長官から統計審議会会長にあてた諮問第 1 号(統計調査に用いる産業分類の基準の設定について)に対する第 1 回答申に基づくものである。

その後も、我が国産業構造の変化等を反映して各種統計調査での使用上多くの問題が生じてきたので、昭和 32 年 5 月に第 4 回の改定、昭和 38 年 1 月に第 5 回の改定、昭和 42 年 5 月に第 6 回の改定、昭和 47 年 3 月に第 7 回の改定、昭和 51 年 5 月に第 8 回の改定、昭和 59 年 1 月に第 9 回の改定、平成 5 年 10 月に第 10 回の改定、平成 14 年 3 月に第 11 回の改定が行われ今日に至った。

なお、上記第 4 回の改定は、諮問第 1 号の第 2 回答申に基づいて行われたが、その後の改定では、その都度、改めて統計審議会に対し改定に関する諮問が行われている。

参考のため、設定及び改定について、統計審議会に対する諮問番号、諮問及び答申の時期並びに政令に基づく告示及びその適用の年月日を示せば、次のとおりである。

日 本 標 準 産 業 分 類 の 設 定 及 び 改 定 経 緯

	統 計 審 議 会 関 係			告 示 関 係	
	諮 問 番 号	諮 問 日	答 申 日	告 示 日	適 用 日
設 定	-	-	(昭 24. 10)	-	-
第 1 回	-	-	(昭 26. 3)	昭26. 4. 30	昭26. 5. 1
第 2 回	-	-	(昭 28. 3)	昭28. 3. 31	昭28. 4. 1
第 3 回	第 1 号	昭27. 9. 18	(1)昭 29. 2. 12	昭29. 2. 27	昭29. 3. 1
第 4 回			(2)昭 32. 4. 26	昭32. 5. 1	昭33. 1. 1
第 5 回	第 92 号	昭37. 11. 19	昭37. 12. 14	昭38. 1. 12	昭38. 4. 1
第 6 回	第105号	昭41. 2. 18	昭42. 2. 17	昭42. 5. 1	昭43. 1. 1
第 7 回	第139号	昭46. 6. 16	昭47. 2. 18	昭47. 3. 31	昭47. 4. 1
第 8 回	第164号	昭50. 12. 5	昭51. 4. 16	昭51. 5. 15	昭52. 1. 1
第 9 回	第195号	昭57. 12. 17	昭58. 4. 15	昭59. 1. 10	昭60. 4. 1
第10回	第233号	平 3. 6. 14	平 5. 7. 9	平 5. 10. 4	平 6. 4. 1
第11回	第268号	平13. 2. 16	平14. 1. 11	平14. 3. 7	平14. 10. 1
第12回	第320号	平19. 4. 13	平19. 9. 14	平19. 11. 6	平20. 4. 1

2. 日本標準産業分類の改定要旨と主要な改定点

(1) 日本標準産業分類改定に関する統計審議会への諮問

総 政 企 第 172 号

平成 19 年 4 月 13 日

統計審議会会長

美 添 泰 人 殿

総 務 大 臣

菅 義 偉

諮問第320号

日本標準産業分類の改定について

統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条第3項の規定に基づき、日本標準産業分類第12回改定案について、統計審議会の意見を求める。

理 由

現行の日本標準産業分類については、平成14年3月の改定以降の情報通信技術の高度化、経済活動のサービス化の進展、事業経営の多角化等に伴う産業構造の変化に適合したものとする必要があり、また、その成果を今後実施予定の経済センサス等の大規模調査に反映する必要があることから、その改定について早急に検討する必要がある。

(2) 統計審議会答申

統 審 議 第 7 号

平成19年 9月14日

総 務 大 臣
増 田 寛 也 殿

統計審議会会長
美 添 泰 人

諮問第320号の答申
日本標準産業分類の改定について

日本標準産業分類は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所における財及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として、昭和24年に設定され、これまで11回の改定が行われている。

総務省は、本産業分類について、平成14年3月の改定以降の情報通信の高度化、経済活動のサービス化の進展、事業経営の多様化に伴う産業構造の変化に適合させるため、大分類を新設するほか、各大分類に属する中・小・細分類項目の新設、廃止等の見直し及びこれまで企業内の主要な経済活動と同一として取扱ってきた本社等の管理、補助的活動を行う事業所について、新たに分類項目を設けるなどの全面的な改定を行うことを計画している。

本審議会は、今回の改定計画全般について、情報通信の高度化、経済活動のサービス化の進展等に伴う産業構造の変化への適合、統計の利用可能性を高めるための的確な分類項目の設定と概念定義の明確化、産業に関する国際的な分類との比較可能性の向上等の観点を踏まえ審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 改定分類項目案

日本標準産業分類については、別紙「日本標準産業分類第12回改定分類項目表(案)」のとおり改定することが適当と認められる。

その主要な改定事項は、次のとおりである。

(1) 大分類項目

ア 「農業、林業」の統合・新設

大分類「林業」については、前回の第11回改定に係る統計審議会答申「日本標準

産業分類の改訂について」（平成14年1月11日付け諮問第268号の答申。以下「前回答申」という。）において「事業所数、従業者数等が極めて少ないことから、その在り方について検討する必要がある。」と指摘されていることを踏まえ、大分類「林業」について、大分類「農業」と統合し、大分類「農業、林業」を新設する計画である。

これについては、林業の就業者数及び事業所数は一貫して減少しており、直近の国勢調査及び事業所・企業統計調査の結果において、全産業に占める割合が極めて低いこと、また、農業についても同様の傾向にあること、林業だけに従事する林業専業従事者の割合は低く、林業従事者の約60%が農業に従事しながら林業にも従事する、いわゆる「農家林家」である状況にあること、近年の農業及び林業に係る施策が相互に関連性を高めてきており、農業と林業が従来にも増して密接になっていることなどから、適当と認められる。

なお、農業と林業のそれぞれについて、国勢調査の統計データが各種行政施策の遂行上の根拠情報として利用されている状況を考慮して、関係省間で調整を行い、引き続き行政ニーズに対応したデータが把握でき、行政施策の遂行に支障が生じないような措置を講じることが必要である。

イ 「鉱業、採石業、砂利採取業」への名称変更

大分類「鉱業」については、活動の実態により適切に合致した名称になるよう、大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」に名称を変更する計画である。

これについては、平成16年事業所・企業統計調査の結果によれば、大分類「鉱業」の中で、「金属鉱業」、「石炭・亜炭鉱業」、「原油・天然ガス鉱業」の事業所数は5%未満に過ぎず、「採石業、砂・砂利・玉石採取業」の事業所数が約84%と大半を占める状況にかんがみれば、適当と認められる。

ただし、大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」の事業所数は極めて少なく、かつ、現在に至るまで一貫して減少している。今後、鉱業の実態を更に研究し、統計利用上、鉱業等に係るデータをどのような形で提供することが有効であるかを考慮して、分類の在り方について検討する必要がある。

ウ 「運輸業、郵便業」の統合・新設

日本郵政公社の民営分社化により郵便事業を主業とする郵便事業株式会社が発足することを踏まえ、大分類「運輸業」に、新たに中分類「郵便業（信書便事業を含む）」を設け、これに大分類「情報通信業」の小分類「信書送達業」を統合し、大分類「運輸業、郵便業」を新設する計画である。

これについては、日本郵政公社が民営化し、分社化することに伴い、郵便事業を主業とする郵便事業株式会社が発足し、その事業活動が物流の領域まで幅広く広がっていくことになること、信書送達業を行う事業者の多くが運輸業者の関係であること、また、国際標準産業分類（以下「国際分類」という。）や北米産業分類システム（以下「北米分類」という。）等の国際的な産業分類との比較可能性も

向上することから、適当と認められる。

エ 「不動産業，物品賃貸業」の統合・新設

物品賃貸業については、その経済活動が「物品を賃貸する」という点において、不動産業において行われる不動産の賃貸に係る活動と類似していること、前回答申において「ファイナンス・リースは、企業における財務処理上の事務手続等の動向を踏まえ、他の大分類に移行することの適否について検討する必要がある。」と指摘されていることを踏まえ、大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の中分類「物品賃貸業」と大分類「不動産業」を統合し、大分類「不動産業，物品賃貸業」を新設する計画である。

これについては、企業会計基準上、ファイナンス・リースの主要な取引形態である所有権移転外取引が売買処理として扱われることになったことから、ファイナンス・リースを含む中分類「物品賃貸業」の活動が、売買、賃貸、管理といった「不動産業」の活動により近くなったこと、近年、不動産リースを取り扱う物品賃貸事業者が出現してきていること、北米分類等との比較可能性も向上することから、適当と認められる。

なお、「不動産業」は、これまで大半の統計で単独で結果表章されており、多くの統計利用者もいることから、統計調査実施府省庁においては、その統計調査結果の表章を行うに際して、継続性確保の観点からの配慮を行うことが望まれる。

オ 「学術研究，専門・技術サービス業」及び「生活関連サービス業，娯楽業」の新設

サービス業については、前回答申において「今後さらに、例えば、専門的知識・技術の提供に関する産業など、その産業規模が大きく、国際比較上意義あるもので、データが安定的に収集できる可能性のあるものについて、その定義・範囲を調査・研究し、大分類として新設することの適否について検討をする必要があること」と指摘されていること、また、前回の第11回改定以降も大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の事業所数及び従業者数の伸びが続き、平成16年事業所・企業統計調査の結果によれば、事業所数は全産業の約19%、従業者数は同約15%を占めるに至っていること等を踏まえ、その分割を検討し、以下のとおり、新たな大分類を新設する計画である。

大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の中分類「学術・開発研究機関」及び「専門サービス業（他に分類されないもの）」に加えて、中分類「その他の事業サービス業」に含まれる技術サービスに係る事業を統合して新設される中分類「技術サービス業（他に分類されないもの）」を統合し、大分類「学術研究，専門・技術サービス業」を新設する。

大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の中分類「洗濯・理容・美容・浴場業」、「その他の生活関連サービス業」及び「娯楽業」を統合し、大分類「生活関連サービス業，娯楽業」を新設する。

これらについては、サービス産業の実態が明らかになることにより統計利用上の利便性が向上し、国際分類や北米分類等との比較可能性も向上することから、おおむね適当と認められる。

ただし、大分類「サービス業（他に分類されないもの）」に含まれる中分類「広告業」については、主として広告依頼人のために企画立案、マーケティング、コンテンツの作成、広告媒体の選択等の専門的サービスを総合的に行う事業者が大部分となっていること及び国際的な分類との比較の更なる向上を図るため、新設する大分類「学術研究，専門・技術サービス業」に移項することが適当である。

また、大分類「教育，学習支援業」の小分類「教養・技能教授業」に含まれる細分類「フィットネスクラブ」については、スポーツ技能を教授するという側面はあるものの、スポーツ施設の利用が主となっている実態を踏まえれば、新設する大分類「生活関連サービス業，娯楽業」の中分類「娯楽業」の小分類「スポーツ施設提供業」に移項することが適当である。

カ 「宿泊業，飲食サービス業」の統合・再編

前回改定で大分類「飲食店，宿泊業」が新設されたが、前回答申において、「その場所で飲食を提供する一方、テイクアウトやデリバリーサービス等料理品小売業を行う事業所が多くみられるようになってきていることから、今後これらの産業の実態を調査・研究し、現行の飲食店の定義・範囲の在り方について検討する必要がある。」と指摘されていることを踏まえ、大分類「卸売・小売業」の細分類「料理品小売業」に含まれている事業のうち、客の注文を受け、調理した飲食料品を提供するサービスを提供する「飲食店」に類似の活動を、大分類「飲食店，宿泊業」に新設する中分類「持ち帰り・配達飲食サービス業」に分類し、現行の大分類「飲食店，宿泊業」と統合して、大分類「宿泊業，飲食サービス業」を新設する計画である。

これについては、「飲食店」と「持ち帰り・配達飲食サービス業」は、その場所で飲食サービスを提供するか否かが相違するだけで、客の注文を受け、調理した飲食料品を提供するサービスを提供する機能については同様であること、また、近年、ニーズの変化に呼応してテイクアウトやデリバリーサービス等のウエートが高まっている「飲食店」が出現しており、このような事業所について、持ち帰りが多ければ「料理品小売業」として大分類「卸売・小売業」に、店内で飲食する割合が高ければ「飲食店」として大分類「飲食店，宿泊業」に分類されるといった、売上げ比率の変動によって大分類間を移動する弊害が解消され、飲食サービス産業に係るデータの正確性が確保できるほか、国際分類や北米分類等との比較可能性も向上することから、適当と認められる。

(2) 中分類項目

ア 新設項目

中分類項目については、以下のとおり変更することを計画している。

大分類「製造業」の中分類「繊維工業（衣服，その他の繊維製品を除く）」と

「衣服・その他の繊維製品製造業」を統合し、中分類「繊維工業」を新設する。

大分類「製造業」の中分類「一般機械器具製造業」並びに「精密機械器具製造業」及び「その他の製造業」の小分類「武器製造業」を統合、再編し、中分類「はん用機械器具製造業」、「生産用機械器具製造業」及び「業務用機械器具製造業」を新設する。

大分類「卸売・小売業」の中分類「飲食料品小売業」の小分類「その他の飲食料品小売業」に含まれる細分類「料理品小売業」の中から、客の注文を受け、調理したものを提供する、持ち帰り弁当店、ピザ宅配店、給食センター、ケータリングサービス業等を分離し、小分類「持ち帰り・移動店舗型飲食サービス業」及び「配達飲食サービス業」から構成される中分類「持ち帰り・配達飲食サービス業」を新設する。

大分類「サービス業（他に分類されないもの）」の中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」から小分類「土木建築サービス業」及び細分類「機械設計業」を、中分類「その他の事業サービス業」から小分類「商品検査業」、「計量証明業」及び細分類「非破壊検査業」を分離し、中分類「技術サービス業（他に分類されないもの）」を新設する。

郵便事業株式会社の発足に伴い、同社が行う郵便事業と大分類「情報通信業」の中分類「通信業」に含まれる小分類「信書送達業」を統合し、中分類「郵便業（信書便事業を含む）」を新設する

大分類「飲食店、宿泊業」の中分類「一般飲食店」及び「遊興飲食店」を統合し、中分類「飲食店」を新設する。

中分類「その他の事業サービス業」から、小分類「民間職業紹介業」及び小分類「他に分類されない事業サービス業」の細分類「労働者派遣業」を分離し、中分類「職業紹介・労働者派遣業」を新設する。

と については、前回答申における、「製造業について、需要構造の変化、技術革新の進展や生産活動の国際化の更なる進展に対応して、全面的な見直しの検討が必要である。」との指摘を踏まえた見直しであり、産業構造の変化に適合するものとなっていることから、適当と認められる。

については、移動店舗における飲食であっても、その場所で飲食させる「飲食店」に含まれるので、小分類「持ち帰り・移動店舗型飲食サービス業」を「持ち帰り飲食サービス業」とすることが適当である。

については、（ ）「専門サービス業」と「技術サービス業」の区分がより明確になるよう、小分類「獣医業」及び「写真業」を中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」から同「技術サービス業（他に分類されないもの）」に移項すること、（ ）サービス活動の実態をより明らかにし統計利用上の利便性向上を図るため、中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」の小分類「その他の専門サービス業」の細分類「社会保険労務士事務所」及び「行政書士事務所」を小分類項目とするとともに、「土地家屋調査士事務所」を細分類項目として新たに

設定すること、()中分類「技術サービス業(他に分類されないもの)」の小分類「その他の技術サービス業」の細分類「機械設計業」を小分類項目として設定すること、が適当である。

、 、 については、経済活動のサービス化・多様化の進展に対応するものであり、適当と認められる。

ただし、大分類「卸売・小売業」については、情報通信技術の高度化等に伴って製品の流通の変化等を的確に把握することを可能とする必要があり、店舗を有することなく消費者に商品を流通させる事業所を分類する中分類「無店舗小売業」を新設し、併せて、製造業、卸売業、小売業における中分類項目の名称、体系等をできるだけ一連のものとして整理することが適当である。

なお、新設の中分類「無店舗小売業」については、今後、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある。

イ 廃止項目

中分類については、大分類「製造業」の中分類の統合・再編に伴って、「繊維工業(衣服,その他の繊維製品を除く)」、「衣服・その他の繊維製品製造業」、「一般機械器具製造業」及び「精密機械器具製造業」を廃止する、大分類「金融・保険業」の中分類「郵便貯金取扱機関,政府関係金融機関」を廃止し、ここに分類されていた事業所については、中分類「銀行業」及び「貸金業,政府関係金融機関等非預金信用機関」のそれぞれの細分類項目として位置付ける計画である。

これらについては、近年の産業構造の変化からみておおむね適当と認められるが、中分類「貸金業,政府関係金融機関等非預金信用機関」の項目名については、廃止、統合など今後の政府関係金融機関に係る改革の動向を踏まえて、名称中に政府関係金融機関を含まない「貸金業,クレジットカード業等非預金信用機関」とすることが適当である。

(3) 小・細分類項目

ア 新設項目

小分類項目については、「生活関連産業用機械製造業」、「基礎素材産業用機械製造業」、「半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業」、「電池製造業」、「映像・音響機械器具製造業」及び「金融商品取引業」等の分類項目を新設し、細分類項目については、「すし・弁当・調理パン製造業」、「レトルト食品製造業」、「再生骨材製造業」、「金属製サッシ・ドア製造業」、「鉄骨系プレハブ住宅製造業」、「携帯電話機・PHS電話機製造業」、「アナログ型集積回路製造業」、「デジタル型集積回路製造業」、「液晶パネル・フラットパネル製造業」、「半導体メモリメディア製造業」、「ゲームソフトウェア業」、「ポータルサイト・サーバ運営業」、「アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ」、「インターネット利用サポート業」、「アニメーション制作業」、「牛乳・乳製品卸売

業」、「中古電気製品小売業」、「郵便貯金銀行」、「投資育成業」、「金融商品取引業」、「投資運用業」、「純粹持株会社」、「ハンバーガー店」、「焼肉店」及び「居住支援事業」等を新設する計画である。

これらについては、技術革新や規制緩和の進展、消費者ニーズの変化等を反映した新たな産業形態の確立、既存産業の拡大を踏まえたもので、統計利用上の利便性向上を図る観点から、おおむね適当と認められる。

ただし、小売業において、特定の分野の商品を中核として複数の分野にわたる商品を取り扱うような業態が定着しつつあることから、小分類「医薬品・化粧品小売業」に細分類「ドラッグストア」を、小分類「他に分類されない小売業」に細分類「ホームセンター」を新設することが適当である。

さらに、高等教育機関を対象として教育に密接なサービスを提供する教育関連機関として、中分類「学校教育」に小分類「学校教育支援機関」を新設することが適当である。

また、小分類「その他の専門サービス業」の細分類「広告制作業」については、映像、音声、文字の情報を制作する活動との類似性から、大分類「情報通信業」の中分類「映像・音声・文字情報制作業」へ移項することが適当である。

なお、細分類「集積回路製造業」をアナログ型、デジタル型等に細分化することについては、従来どおり細分類「集積回路製造業」とする、投資を行う事業所を細分類「投資育成業」と細分類「投資運用業」に区分することについては、両者を区分することなく細分類「投資運用業」とする、ことがそれらの実態を踏まえれば適当である。

イ 廃止項目

小分類項目については、「特殊産業用機械製造業」、「米穀類小売業」、「郵便貯金・為替・振替業務取扱機関」、「政府関係金融機関」及び「特殊浴場業」等の分類項目を廃止し、細分類項目については、「うま味調味料製造業」、「製綿業」、「靴型等製造業」、「セロファン製造業」、「紙製衛生材料製造業」、「練炭・豆炭製造業」、「アルミニウム第1次製錬・精製業」、「陶管製造業」、「ほうろろ鉄器製造業」、「七宝製品製造業」、「人造宝石製造業」、「石綿製品製造業」、「めっき鋼管製造業」、「やすり製造業」、「マッチ製造業」、「傘・同部分品製造業」、「魔法瓶製造業」、「生糸・繭卸売業」、「染料・顔料卸売業」及び「油脂・ろう卸売業」等の分類項目を廃止する計画である。

これらについては、法制度の改正、事業所数や生産量の減少など近年の産業構造の変化からみて、適当と認められる。

なお、大分類「医療、福祉」の細分類「結核病院」については、事業所数が僅少であるので、細分類「一般病院」に統合するのが適当である。

(4) 産業全般に関連する分類項目

ア 主として管理事務を行う本社等及び補助的経済活動

主として管理事務を行う本社等を、補助的経済活動を行う事業所の一形態としてとらえ、補助的経済活動を行う事業所とともに分類するため、主な中分類ごとに小分類「管理，補助的経済活動を行う事業所」を新設する計画である。

これについては、細分類項目レベルで、管理する事業所全般にわたる企業の主たる経済活動と同一とする現行の分類方法では、需要と生産の変動によってしばしば格付が移動することが生じ、これに伴う統計データの不連続性を防げること、また、本社等の管理業務の活動を横断的にとらえることが可能となること、さらに、統計によって事業所の把握が異なっている状況を解消することが可能となることから、おおむね適当と認められる。

ただし、小分類「管理，補助的経済活動を行う事業所」は、その種の事業所が概念上あり得ない産業を除き、原則としてすべての中分類項目に置くこと、また、補助的経済活動とされる自家用倉庫は、大分類「卸売業，小売業」にのみ置くことが適当である。

なお、今後、「管理，補助的経済活動を行う事業所」の分類について、統計調査の実査上の問題点等を把握・検証していく必要がある。

イ 持株会社

持株会社を純粋持株会社と事業持株会社に区分し、純粋持株会社については、大分類「学研究，専門・技術サービス業」の中分類「専門サービス業（他に分類されないもの）」に小分類「経営コンサルタント業，純粋持株会社」及び細分類「純粋持株会社」を新設することとし、事業持株会社については、当該事業所の主たる経済活動が管理業務である場合には、本社等に準じて分類することとする計画である。

これについては、事業所の活動として、さまざまな産業分野にまたがるグループ企業の管理を目的とした純粋持株会社を、他の事業所とは別に分類することにより、統計データの利用上の利便性が向上すること、また、事業持株会社については、本社事業所としての活動も行っていると判断されることから、適当と認められる。

2 産業分類に係る基本的事項等について

今回の改定案の審議においては、「1 改定分類項目案」のほかに、産業分類に係る基本的事項等について検討し、以下の結論を得た。

(1) 複数の分類項目に該当する経済活動を行っている事業所の産業の決定

日本標準産業分類においては、その一般原則の中で、事業所で複数の分類項目に該当する経済活動を行っている場合、主たる経済活動によって当該事業所の産業を決定することとされ、主たる経済活動は、複数の経済活動の中で、生産される財貨、取り扱われる商品又は提供されるサービスの収入額又は販売額の最も多いものによとされている。

今回の改定において、企業における複数の大分類にまたがる多角化の進展を踏まえて、主たる経済活動の決定は、「販売又は出荷する財、あるいは他の事業所又は消費

者に提供されるサービスの付加価値によって決定されるのが最良である」とする国際分類に倣い、原則として付加価値額によることとし、付加価値額によることが困難な場合には、付加価値に代わる指標として、産出額、販売額、収入額、従業者数等を用いることとする趣旨に沿って、一般原則の記述を修正する。

(2) 製造小売業の取扱い

日本標準産業分類では、製造した商品をもその場所で消費者に販売する、いわゆる製造小売業は製造業とせず、小売業に分類してきた。このような業態は、在来型の菓子屋、パン屋などに数多くみられるが、昨今、インターネットを介して工場から消費者に直接販売する事業形態が輩出している。これも定義上、製造小売業に該当するが、前者が実際の店舗を構えているのに対して、後者はネット上に仮想的に店舗を有しているに過ぎず、両者の間で、小売活動に要する費用とそこから得られる付加価値には大きな差異がある。付加価値額の大きさにより産業を格付する原則に従えば、後者は製造業に分類することが適切である。

したがって、製造小売業については、店舗を構えている場合は小売業、無店舗の場合は製造業に分類することとして整理する。

(3) 分類項目の配列

日本標準産業分類の分類項目は、活動内容に従って、取得、加工・組立て、流通、サービスの順に配列されている。

今回の改定において、サービス活動に係る大分類項目について、2つの大分類を新設することに伴い、事業所を主な対象とするサービス、個人生活に関連するサービス、社会公共的なサービスの順に配列することを計画している。これについては、統計利用の利便性確保の観点から、適当と認められる。

ただし、大分類「製造業」の中分類項目については、再編・新設される機械器具製造に係る中分類項目が部品から最終製品への順に配列されることに対応して、電気機器製造に係る中分類項目についても、同様な配列とするよう変更する。

世界各国の経済・産業構造は地球規模で相互により一層、連関を深めており、日本標準産業分類もこうした状況を踏まえて、迅速かつ的確に改定する必要がある。今後も、基礎的な調査・研究を経常的に行い、適時に見直しを行うことが肝要である。

以上

別紙「日本標準産業分類第12回改定分類項目表(案)」(略)

(3) 主要な改定点

今回の改定の概要は以下のとおりである。

ア 改定の基本的視点

- (ア) 情報通信の高度化，経済活動のサービス化の進展等に伴う産業構造の変化への適合
- (イ) 統計の利用可能性を高めるための的確な分類項目の設定と概念定義の明確化
- (ウ) 産業に関する国際的な分類との比較可能性の向上

イ 改定に伴う分類項目数の増減

区 分	大分類	中分類	小分類	細分類
現行項目数(A)	19	97	420	1,269
改定項目数(B)	20	99	529	1,455
増 減(B-A)	1	2	109	186

ウ 改定の主な内容

平成14年3月の改定以降の産業構造の変化に適合させるため，大分類項目の新設のほか，中・小・細分類項目の新設，廃止等の見直し及びこれまで企業内の主要な経済活動と同一として取扱ってきた本社等の管理，補助的活動を行う事業所について，新たに分類項目を設けるなど全面的に見直し。

(ア) 大分類項目の見直し

「農業，林業」の統合・新設

- ・ 全産業に占める農業及び林業の割合及び農業と林業に係る施策の現状等を踏まえ，「農業」と「林業」を統合し，大分類「農業，林業」を新設。

「鉱業，採石業，砂利採取業」への名称変更

- ・ 「鉱業」における「採石業，砂・砂利・玉石採取業」の事業所数が約84%と大半を占める状況を踏まえ，名称を「鉱業，採石業，砂利採取業」に変更。

「運輸業，郵便業」の統合・新設

- ・ 郵便事業株式会社の発足及び活動の方針を踏まえ，I - 運輸業に中分類「郵便業」を新設し，その多くが運輸業関係者である「信書送達業」を，H - 情報通信業から分離，統合し，新設。

「不動産業，物品賃貸業」の統合・新設

- ・ ファイナンス・リースを含む「物品賃貸業」の活動が，売買，賃貸，管理といった「不動産業」の活動により近くなったこと，近年，不動産リースが行われていることなどを踏まえ，Q - サービス業(他に分類されないもの)」の中分類「物品賃貸業」とL - 不動産業を統合し，新設。

「学研究，専門・技術サービス業」及び「生活関連サービス業，娯楽業」

の新設

Q - サービス業は，前回改定後による分割後も増加を続け，事業所数は全産業の約5分の1，従業者数は約6分の1を占め，各種経済活動が混在

- ・ 学術研究，専門・技術サービス及び広告に関する分野は，事業経営の高度・専門化及び多様化等に伴い，産業規模が拡大していることなどから，Q - サービス業から分離して，大分類を新設。
- ・ 生活関連サービス業，娯楽業に関する分野は，生活様式の変化に伴う消費者ニーズ多様化，余暇時間の増大等に伴い，産業規模が増大していることから，Q - サービス業から分離して新設。

「宿泊業，飲食サービス業」の統合・再編

- ・ 客の注文で調理した飲食品を提供するテイクアウト・デリバリーサービス等の比率が高くなったことを踏まえ，J - 卸売・小売業からそれらを分離し，M - 飲食店，宿泊業と統合し，新設。

大分類項目の新設により，国際的な産業分類との比較可能性が向上

日本標準産業分類(JSIC) 第12回改定	国際標準産業分類(ISIC) Rev. 4 2007	北米産業分類システム (NAICS) 2002
H - 運輸業，郵便業	H - 運輸・保管業 ()	48-49 運輸及び倉庫業()
K - 不動産業，物品賃貸業		53 不動産，レンタル及びリース業
L - 学術研究，専門・技術サービス業	M - 専門，科学及び技術サービス業	54 専門的・科学的・技術的サービス業
M - 宿泊業，飲食サービス業 (2)	I - 宿泊業，飲食業	72 宿泊及び飲食業

() この大分類には「郵便業」が含まれている。

(2) 今回の改定でテイクアウト，デリバリーによる飲食サービスを加えたことにより範囲が一致した。

(イ) 中分類項目の見直し (新設34項目，廃止32項目)

新設

) 「はん用機械器具製造業」，「生産用機械器具製造業」及び「業務用機械器具製造業」

- ・ 機械器具の生産構造の変化に適合させるため，F - 製造業の中分類「一般機械器具製造業」，同「精密機械器具製造業」同「その他の製造業」の小分類「武器製造業」を統合，再編

) 「郵便業 (信書便事業を含む)」

- ・ 日本郵政公社の民営分社化により郵便事業を主業とする郵便事業株式会社が発足し，その事業活動が物流の領域まで広がっていくであろうことを

踏まえ、I - 運輸業に新設

-) 「無店舗小売業」
 - ・ 情報通信技術の高度化等に伴い、店舗を有することなく消費者に商品を流通させる事業所が増加している事を踏まえ、その実態を把握するため新大分類「卸売業、小売業」に新設
-) 「技術サービス業（他に分類されないもの）」
 - ・ 事業経営の多様化等に伴い専門的技術サービスを提供する事業所が増加している事を踏まえ、その実態を把握するため新大分類「学術研究、専門・技術サービス業」に新設
-) 「持ち帰り・配達飲食サービス業」
 - ・ 消費者ニーズの多様化に伴う飲食サービス業の変化の実態を把握するため新大分類「宿泊業、飲食サービス業」に中分類を新設
-) 「職業紹介・労働者派遣業」
 - ・ 事業経営の多様化に伴う雇用形態の変化の実態を把握するため新大分類「サービス業（他に分類されないもの）」に新設

廃止

-) 「繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）」、「衣服・その他の繊維製品製造業」
 - ・ F - 製造業の中分類「繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）」、「衣服・その他の繊維製品製造業」を廃止し、中分類「繊維工業」とする。
-) 「郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関」
 - ・ K - 金融・保険業の中分類「郵便貯金取扱機関、政府関係金融機関」を廃止して、細分類「郵便貯金銀行」、「政府関係金融機関」して位置付け

(ウ) 小・細分類項目の見直し

小分類（新設178項目、廃止69項目）

-) 新設
 - ・ 「生活関連産業用機械製造業」、「半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業」、「通信販売・訪問販売小売業」、「金融商品取引業」、「金融代理業」、「配達飲食サービス業」等
-) 廃止
 - ・ 「眼鏡製造業（枠を含む）」、「米穀類小売業」、「政府関係金融機関」等

細分類（新設360項目、廃止174項目）

-) 新設
 - ・ 「すし・弁当・調理パン製造業」、「再生骨材製造業」、「鉄骨系プレハブ住宅製造業」、「携帯電話機・PHS電話機製造業」、「ゲームソフトウェア業」、「ポータルサイト・サーバ運営業」、「投資運用業」、「郵便貯金銀行」、「ドラッグストア」、「ホームセンター」、「純粹

持株会社」，「居住支援事業」等

) 廃止

- ・ 「製綿業」，「練炭・豆炭製造業」，「ほうろう鉄器製造業」，「石綿製品製造業」，「マッチ製造業」，「魔法瓶製造業」，「生糸・繭卸売業」等

(エ) 産業全般に関連する分類項目

主な中分類ごとに，小分類「管理，補助的経済活動を行う事業所」を設定

- ・ 統計データの継続性，統計利用上の利便性の向上を図るなどの観点から，これまで企業内の主たる経済活動と同一としていた「管理，補助的経済活動を行う事業所」を主活動から分離

小分類「経営コンサルタント業，純粹持株会社」及び細分類「純粹持株会社」を新設

- ・ 統計データの継続性，統計利用上の利便性の向上を図るなどの観点から，これまで企業グループ内の主たる経済活動と同一としていた「純粹持株会社」を分離

(オ) 産業分類に係る基本的事項等について

複数の分類項目に該当する経済活動を行っている事業所の産業の決定方法

従来の「生産される財貨，取扱われる商品又は提供されるサービスの収入額又は販売額の最も多いもの」から，国際分類に倣い，原則として「販売又は出荷する財，あるいは他の事業所又は消費者に提供されるサービスの付加価値額」に変更。

付加価値額によることが困難な場合には，付加価値を代理する指標として，産出額，販売額，収入額，従業者数等を用いる。

製造小売業の取り扱いの整理

製造小売業については，店舗を構えている場合は小売業，無店舗の場合は製造業に分類することとして整理。